

令和7年第3回海陽町議会定例会会議録（令和7年9月12日）

○東議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9時28分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○東議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 富田議員、7番 小山議員を指名します。

○東議長

日程第2、一般質問を行います。

通告順により発言を許可します。2番 木内議員。

○木内

はい、皆さんおはようございます。朝一番ですがすがしい質問から入りたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

まず、人権問題で、小中学校では、児童生徒の人権意識を高めるためにどのような人権教育の取り組みをしているのか、教育長にお伺いしたい。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

子どもたちの人権意識を高めるための小中学校での人権教育の取り組みについてという問い合わせをお答えをいたします。

本町におきましては、全ての子どもたちが個人として尊重され、差別のない社会の実現に資する力を育むことが人権教育の根幹であると認識をしております。学校では、国及び県の人権教育・啓発推進計画に基づき、児童生徒や地域の実態に応じた人権教育年間指導計画を策定し、各学校で計画的に取り組んでおります。特に、我が国固有の重大な人権課題である

同和問題をはじめ、いじめや不登校、インターネット上の人権侵害、男女共同参画、障害者理解、高齢者理解、多文化共生、多様な性の理解、災害と人権といった現代的課題を柱に、発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間で横断的・系統的に学びを深めています。授業では知識の習得にとどまらず、話し合い活動、ロールプレイ、体験活動など参加型の手法を取り入れ、主体的な学びと行動変容につなげています。具体的には、人権啓発ポスターや人権作文の作成、人権集会の実施、車いすやアイマスクを用いた疑似体験学習、ネット上の誹謗中傷や情報モラルに関するケーススタディなど、子どもたちに身近で実感を伴う活動を重視しています。教職員に対しても校内研修を計画的に実施し、児童生徒理解を深める視点、無意識の偏見への気づき、日常の言葉かけの工夫など実践に直結する指導力の向上を図っています。さらに、保護者・地域との連携を重視し、人権学習の参観授業や親子人権学習、人権教育新聞の発行、学校だよりや学年だより、町主催の分館巡回人権学習への参加等を通じて、家庭や地域社会全体に人権尊重の意識が広がるように努めています。今後とも、学校・家庭・地域が一体となって人権尊重の理念を共有し、子どもたちが安心して学び、自他を尊重し合える豊かな人間関係を築けるよう、人権教育を着実に推進してまいります。以上です。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

もう教育長、模範回答やけんな。素晴らしいな。教育長ね、これ令和6年の教育委員会の事務事業点検の評価報告書の中にはね、3ページにわたって、この人権教育の推進を捉えておるんですけどね。この中にね、マタニティハラスメントに関係の記載がないんですね。特にこれからはですね、人権教育の中でね、女性の権利を尊重する社会を築く必要性を教えてほしい、どうですか。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

お答えをいたします。学校では先ほどちょっとお答えさせていただきましたように、女性の差別についての課題についても学習をしております。また社会教育につきましても、女性の問題であるとか、課題である点につきましても分館巡回人権学習の中に入れたりとか、そ

これから人権講演会、人権の映画会等にもそういう課題についても広く学習をしているところです。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

人権教育につきましてですね、2024年に4月にですね、施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援法が施行されております。これ1年が過ぎましてですね、海陽町は支援のこの窓口となるですね、海陽町の対応はいかにしているのか、また、相談業務を担う関係部署と担当者を広く町民に広報すべきであると思いますが、お答えお願ひいたします。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

困難な問題を抱える女性への支援に関する町の対応についてというご質問でございます。お答えいたします。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる困難女性支援法というふうにいわれておりますが、この法律につきましては困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、議員おっしゃったように、令和6年の4月1日に施行をされているところでございます。困難な問題を抱える女性というのはですね、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他のさまざまな事情によりまして、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またはその恐れのある女性と定義されているところでございます。昨今の社会情勢につきましては、スマートフォンやSNSの普及を背景に性犯罪、性暴力等の被害が若者に拡大するなど、女性が抱える問題はますます多様化、複合化、複雑化しているところでございます。困難女性支援法に基づく、まず徳島県の取り組みとしていたしましては、令和6年3月に法第8条第1項に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画というものが5カ年計画として策定をされており、支援に関する基本方針をはじめ、女性相談支援センターや女性自立支援施設の設置など、施策の内容が定められているところであります。

さて、本町の取り組みでございますけれども、現在、困難女性支援法の趣旨に沿った専門的な相談窓口の設置はございません。人権担当職員が兼任している状況でございます。法第11条第2項に規定しております女性相談支援員の配置につきましても費用面でありますとか、専門的人材確保の面からも難しいと考えております。本課や社会福祉協議会、人権擁護委員等による人権相談や法律相談などの既存の相談窓口を利活用しながら、困難な問題を抱える女性の相談に応じているというようなところが現状でございます。市町村は困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援等の制度の実施主体でありますので、また支援主体でありますので、相談がございましたら関係各課と連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供していきたいというふうに考えております。また、必要に応じまして、県、他の市町村、それから徳島県南部子ども女性相談センターなどの関係機関に適切につないで、かつつないだ関係機関とも連携して支援を行ってまいりたいというふうに考えております。今の現状の町の対応は以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

今までにですね、生活の困窮や性暴力、ドメスティックバイオレンスなど、女性が直面するさまざまな課題を解決するための相談は、今までに町にありましたか。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

生活困窮などの相談につきましては日常的にございます。今回、困難な問題を抱える女性の法に沿うといいますか、それに沿うような相談というところは、今の現在、受けていないという状況でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

それでは町長に要望します。このドメスティックバイオレンスの被害者支援などに関する

知識や経験がある専任の職員を置いて、女性の支援を行政の責任で行うのがこの法律の趣旨であります。財政難とか、それから専門職員の人材確保が難しいとか、困難な課題はあります、まず広域で積極的に取り組むべきであります。町長の見解を聞きたい。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。今課長が言ったとおりで、やはり広域でというような話でないと、なかなか件数というのも少ないのでし、指導していただける方というのも確保が難しい状況であると思います。現在、徳島県の方ですね、うちもすだち寮といって寮を確保しているんですけども、さまざまな被害、性被害、DV被害、いろいろな方々が今、海陽町の方にも、県の方から連絡があって来ていただいている状況でございます。で、今ある施設をですね、しっかりと活用もしながら、県とも密に相談もしながらですね、このような対策に、女性以外の対策についても取り組んでまいりたいと思いますので、なかなか町でというようなことはちょっと難しいかなとは思うんですけども、広域に考えていろいろと情報も得ながら取り組んでまいりたいと思います。

○東議長 北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

相談窓口の広域化にというご質問でございます。議員の質問に沿うかどうかちょっと分かりませんけれども、今現在ですね、南阿波定住自立圏事業の中においてですね、女性のための生き方で相談ということで、阿南市人権男女共同参画課が主催する女性のための相談というところが実施しております、定住自立圏の構成町でございますので、そこも活用できるのかなあというふうに思っています。先ほどご案内させていただきました徳島県子ども女性相談センター、こちらにつきましては南部総合県民局の阿南庁舎の中にございまして、こちらの二つが広域的な取り組みというふうに言えるのかなということでございますので、ご紹介させていただきます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

はい、女性支援法、分かりました。これからですからしっかり取り組んでください。

それでは、海南病院のですね、会計年度任用職員へのパワーハラスメント、それからマタニティハラスメントについてお聞きします。

まず、マタニティハラスメントは、妊娠や出産を理由に女性が職場で差別や嫌がらせを受けることをしています。これは女性の人権を侵害する行為であり、社会的な問題として深刻な影響を及ぼしております。マタニティハラスメントは、女性の身体的、精神的な健康にも悪影響を与え、妊娠中や出産には女性の体調や心理状態が変化することがあります。また、職場での嫌がらせや差別によってストレスが増大し、健康への影響が出ることもあります。これは母子の健康を害するだけでなく、社会全体に悪影響を及ぼします。海南病院は会計年度任用職員と女性の多い職場であります。絶対的な権力者の医師の下で業務がこなされておりますが、パワーハラスメントはないのか。また、職員がパワーハラスメント、マタニティハラスメントを受けたときは、管理職である事務長が相談を受ける立場にあるが、今までになかったかをお聞きしたい。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

木内議員のパワーハラスメント及びマタニティハラスメントについて、海南病院についてのご質問にお答えします。

まず、マタニティハラスメントでございますが、マタニティハラスメントは先ほど木内議員がおっしゃったように、妊娠、出産、育児に関して、女性労働者が職場で受ける不当な取り扱いや嫌がらせのことであります。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、妊娠、出産、育児休業の取得等を理由にして、事業主が労働者を不利益に取り扱うことを禁止しています。この法律に基づく制度としましては、主なものとして、産前産後休暇、育児休業、子の看護休暇、部分休業、深夜勤務時間外勤務制限等があり、これらの海南病院での対象となる職員については、適宜、余すことなく活用しているところでございます。また、海南病院では、マタニティハラスメントについても院長をはじめとする管理職及び職員が理解をしており、常日頃から医師及びもう全ての職種関係なく、職員同士のコミュニケーションを十分に図っております。ハラスメントに限らず、困り事、悩み事が生じれば、すぐに上司、先輩、同僚に相談ができる風通しの良い職場だと考えております。今後についても、この各

種ハラスメント防止の方針をより明確にし、さらに職員に対して周知・啓発をし、このような良好な職場関係を維持していきたいと思います。それと今までにこのハラスメントに対する相談は、海南病院では僕の方には1件もございません。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

海南病院ですね、2年前の採用試験ですね、妊娠中の女性が応募した面接で、妊娠をしていることをスタッフに伝えると、人が足りないから募集しているんで、出産してから来てくださいと、こういう発言に驚愕、憤慨して帰りました。帰って、夫婦でもう手を取り合つて泣きました。やっぱり妊娠はいつなるか分からない。まさにこれがマタニティハラスメントであります。この事実は、事務長、承知しておりますか。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

その事実については、私は承知しておりません。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

この女性の尊厳を無視した発言に、海陽町の職員採用試験に妊婦は受験できないのか。許しがたい発言であります。当時、法務省の女性の人権ホットラインにも相談しましたが、親告罪なんで、親告しなかったら受けてくれないんで、親告する勇気がなかったと。このパワーハラ、マタハラでの自殺ニュースを見ることが多くなった昨今、海陽町面接スタッフはいまだに改革されておらず、同じメンバーで継続されているが、これは間違いないですか。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

一般的の役場の行政の採用の面接と、病院とはまた若干違うと思いますが、海南病院の面接

官については、同じ人物でやっていると思います。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

以前、私も面接官に入ったこともあるんですけども、いろいろと変わって、例えば、その職種によっても変わっているようでございますので、どのように面接官なってるか、内容 자체は自分は分かりませんけれども、はい、変わっているというのは事実です。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

この当時に面接に同席したメンバーは当然、事務長も入っておるわけですけども、この発言を止める者は誰もいなかった。これがまた許せない。マタニティハラスメントの同調者であります。これはもうこのメンバーは名前を公表して謝罪をいただきたい。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

お答えいたします。採用試験について、正規職員の採用試験の面接試験については、保有する医療技術、チーム医療、海南病院の理念などの観点から、面接官それぞれが質問し、受験者に答えていただいているところであります。個々の質問内容についてはお答えすることができませんが、社会人として、地方公務員として、医療従事者として、海南病院で住民のため、患者のために、地域医療に携わっていただけるかどうかを試験により判断しており、妊娠、出産、育児の有無が採用基準となるものではございません。以上です。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

採用基準はいいんですけども、やっぱり同僚の同席したメンバーがハラスメントをしているのをそばにあって誰も止めないと、これが問題なんです。どうですか。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

お答えいたします。先ほどお答えしましたが、面接官がそれぞれの基準とかそういう思いでいろいろ受験者に対して面接されておりますので、それぞれ個々のことを止めるとかそういうことは、なかなか今のところはそれぞれの基準でやっておりますので、全体的な思いで、そこはご理解していただきますようお願いします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ならばですね、このメンバーの中でね、聞いておって申し訳なかった、あの時、私が一言止めればよかったと、後悔している者が、手を挙げて、謝罪の答弁をしてください。

○東議長 浦川総務課長。

○浦川総務課長

お答えいたします。職員採用担当課でございますので、私の方からご答弁させていただきます。議員先ほど来お話ありますように、面接試験でのやりとりが確実にそういったやりとりであったのか。妊娠しているので帰ってくださいと面接官が言ったかどうかっていうのは、今こちらでは持ち合わせてないので、事実関係、お答えすることはできないんですけども、ただそういった帰ってくださいって言ったことによって合否が変わる、合否がどうであったのかというのは話は別でございまして、そういったやりとり、そういったような状況、そのような確実な発言があったかどうかは別としまして、試験ですので、あえて厳しい口調で質問したり、お答えを求めたりすることがございます。それはあえてでございますので、それで受験者がどういった反応に出るのか、それも一つ判断基準ではございます。それは決してハラスメントではなくて、その方の人物を確認しているところでございます。

先ほど事務長から答弁もありましたが、海陽町ではそういった妊娠の有無が採用の合否に関わることは決してございません。ただ法律、地方公務員法では、採用後6ヶ月、最長1年間の間で条件付採用であるので、正式採用になるためには能力の実証を行わないとい

う規定がございます。これは妊娠にかかわらず、育児にかかわらず、個人の事情にかかわらず、法律で定められていくところでございますので、合格してからの職場での勤務条件とか、勤務環境を整える上で、そういった家族の状況とか、個人の体調面とか、そういったことを確認することがございます。ただ申し上げたように、法律のその6ヶ月、1年というのは必ず守っていかなければいけないという規定でございますので、そこら辺は十分注意しているところでございます。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

これこの事実がなかったと言われたらこれ質問にならないんで、事務長ほこのとこどなんですか。これこういうことはほかの人は聞いてないんですか。それとも無視しとるわけ、質問しよるときに、皆さんが。ただ、このハラスメントちゅうのは受け取る方にもあるんですけどね。何とも思わないと思う人もおるだろうし、非常にほれを憤慨したという人もおるだろうし、ほの辺の配慮があつての幹部職員の面接じゃないんですか。事務長どうですか。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

はい、お答えします。本当に面接試験については、特に一番最初にお答えしたとおり、今海南病院、いろんなことで今一生懸命やっております。そのチームの一員となっていただけるために、いろんなことは聞かさせていただきます。いろんなその意欲とかそういういろんなことをそれぞれの面接官がいうところで、そこで、その面接官それがそういう思いで、先ほど総務課長の方が言ったんですが、ちょっと口調とかそういうことがぐさっと刺さるような言い方があったかも分かりませんが、その内容等々については、やっぱり基本的にはそういう思いで、チームの一員として海南病院を盛り上げていきたい、仲間になってほしいいうことで、それを面接する試験だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

ちょっと質問のほんなら相手を変えて、教育長、あなたはこのメンバーに入っていたいなかった。で、また当然、人権教育をしている教育長であればですね、途中で発言を制止したでしょ。この事実を見てもですね、幹部職員にもですね、人権教育が必要だと思いますか、どうですか。

○東議長 三浦教育長。

○三浦教育長

お答えをいたします。就職試験等で、応募者の能力や適性とは無関係の個人的な情報理由に採用や不採用をしてはならないということが法的にも定められております。もちろん、ほの学校の方でも就職差別につながる14項目というのを学習もしております。本当にこの採用に当たって、採用した側も、先ほど申しましたように、応募者の能力や適性に無関係のことを質問してはならないというような14項目あります。それをそれぞれの本町の面接でも、その辺りはしっかりと認識をして実施していると、私はそういうには思っております。もちろんその辺りを日々というか、いつも研修というか、学習していくことは大切であるとそう思ってます。もちろん町職員への人権の学習会というのは、毎年、実施もされておるところです。以上です。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

教育長、入ってなかつてよかったです、入つとったら大変なことです。やっぱり同僚のやっぱり面接を聞きよるわけですから、当然ちょっとその人がハラスメントにかかってくるなど、やっぱそこはやっぱり同席したやっぱり人が、やっぱりコントロールしてあげるというような、やっぱほういうやっぱり気持ちがなかつたら、面接官失格やな。ほやからそういう意見を、他の人の意見を聞いて、私はかわいそうやったなとこういうふうに思う人は、再三、答弁してください。

○東議長

休憩します。(午前10時04分)

○東議長

再開します。(午前10時04分)

浦川総務課長。

○浦川総務課長

面接官に関するご質問でございますけれども、面接官が誰であったかというのは、面接官に対しまして苦情や批判、いわれのない非難等を受けるということを懸念しまして、このような公開の場で誰が面接官であるのかということを特定するのは、先ほど申しましたような、この否定的な評価を気にする余り、正しい適切な評価が今後、困難になる恐れがありますので、面接官が誰であったかという特定というのはこの場では控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

これね、このスタッフの中にね、このメンバーの中にね、女性が1人でもいれば、この質問はなかったと思うんですよ。これやっぱりね、その同席しとるメンバーもこういう質問があっても制止ができなかった。これこのメンバーの中にやっぱり女性を入れるべきです。やっぱりメンバーのやっぱり更迭を求めますね。町長、これ考え直さないかんな、このメンバー。

○東議長 三浦町長。

○三浦町長

面接官のメンバーにつきましては、私が人選するということではないんですけども、ただですね、やはり職員の面接につきましては、海陽町のルールの中では、1回の面接で判断しなければならないということで、適性を見る中で、質問が本人から見れば、なかなか行き過ぎたものに捉えられるようなこともあるかと思います。ただやはりしっかりとその適正、例えば民間ではストレスの体制を見極める圧迫面接とかそのようなもの、またグループ面接、数回やったりとかですね、いろいろ多分、そういうようなこともやっておりますので、できるだけ海陽町でもいろんなたくさんの面接官で、いろんな目で選んでいったりとか、または

ですね、違うような何回も面接をするとか、そういう方法も取るのも一つであろうと思いますし、これからできるだけですね、いろんな目で見れるような、そのような面接というのも考えていかなければならないと思っております。その中で、今回ですね、やはり面接の方も正規の職員さんを探るのに年齢制限だけとかそういうような形でなくって、これからはもっと細かくですね、こういう人が欲しいとかいうことも書くべきではなかろうかというふうに思っております。例えば、即戦力、それかこういうふうな人物とかいうようなところも、もうちょっと役場でなかなかそういうところは書いたら難しいというふうなところもあると思うんですけども、やはり欲しい人物をこのように欲しいというようなことで書くのも必要ではなかろうかと思っております。先ほど総務課長からもありましたけれども、できるだけ、まず採用してからのその後の半年、1年間の期間、条件付の採用期間というのがあるので、そこでもきっちりと見極めて、今までは何もなかつたらそのままもう合格というようなことであったんですけども、やはりそこでもスキルを見極めてですね、合否をきっちりと判断もできるようなそのような形も取っていって、ハラスマント等々、面接の時にもそのようなことができるだけないように、心理学的な質問も取り入れながらですね、できるだけ相手にそのようなことを感じさせないような、そのような面接を心掛けてまいりたいと思っておりますので、ご理解もいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

事務長、ほんな最後に言うことがありますか、この件に関して。もう何もない。

○東議長 川野海南病院事務長。

○川野海南病院事務長

先ほどから木内議員がご質問いただきまして、本当に今、海南病院、いろんなことで頑張っております。これはご理解していただいて、それで職員それぞれも本当にいろんな職員が、もう会計年度から始まって医者まで、それぞれの部署で一生懸命もうチーム一つになって、今一つ頑張っておりますので、これからもそのことを一つになってやっていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○東議長 2番 木内議員。

○木内

妊娠や出産に対する偏見や差別をなくしてですね、女性の権利を尊重するような職場を築いてください。

以上で、女性をテーマにした私の一般質問を終わります。

○東議長

木内議員、3番の会計年度任用職員の質問はよろしんですか。

○木内

今までの質問の中に含んでますから。

○東議長

はい、分かりました。

○木内

3番、4番は。

○東議長

はい。

木内議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。8番 原議員。

○原

議長の許可を得ましたので、3点ほど質問させていただきます。

1点目は、予防医療で医療費削減をということでございます。

1番目は、またRSウイルスワクチンで重症化予防を、を質問させていただきます。

9月24日から30日は呼吸器感染症予防週間となっています。日本人の死亡別における死亡率は、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が老衰、4位は脳血管疾患、5位が肺炎となっています。海陽町では、この2位と3位が入れ替わり、5位は同じく肺炎であります。今月に入りました有名歌手やスターが肺炎で亡くなつたと報道されました。肺炎で亡くな

る人が多い高齢者をいかに守るかが大きな課題であります。高齢者の肺炎リスクはインフルエンザ並みであり、肺炎症例の大部分が60歳以上で、70歳から80歳がピークとなります。病院での長期入院や介護施設での生活者の高齢者は、院内感染や集団感染のリスクが多くなります。現在、肺炎となる原因となっては、肺炎球菌とかウイルス性の肺炎とかいろいろありますが、今、肺炎球菌のワクチンは、10年前から高齢者を対象に定期接種がされ、そのおかげで大幅に減少してきました。細菌感染による肺炎はワクチン接種で防ぐことが可能になったようです。ウイルス性肺炎の原因となるRSウイルスは、2歳までに100%が感染し、その後、免疫ができず、感染を繰り返します。発熱、二重咳など、風邪症状で始まり、他の感染症と区別をつかない可能性もあり、確定診断には検査が必要となります。また、その使用法は確立していないため対症療法のみとなります。熱があれば熱覚まし、鼻が出れば鼻水の薬、また咳が出ればせき止めといった治療法になります。また、その予防としては、RSウイルス対応のワクチン接種か、マスク・手洗いなどの防御対策しかありません。日本では、1年前の2024年1月にやっとRSウイルスワクチンが2種類販売されております。11月から50歳以上のRSウイルス感染症重症化を、リスクの高い人へのワクチン接種が推奨されるようになりました。2種類のワクチンはアレックスビーというもので、これは60歳以上の高齢者や50歳以上の基礎疾患があり、リスクのある者に対して接種されるもの。またもう一つのアブリスボというワクチンは、妊娠24から36週の妊婦に接種し、できた抗体が赤ちゃんに移行し、新生児とか乳児に予防効果があるものです。またこのワクチンは60歳以上の高齢者にも接種可能となっております。RSウイルス感染症で入院して死亡した患者は5歳未満が3%、ほとんどが高齢者で85%のものが亡くなっています。また、RSウイルス感染症はインフルエンザ感染者より入院期間が2倍も長くなり、退院後も在宅医療や再入院、また施設での要ケアといった影響を及ぼしております。また社会復帰や自立しにくい状態になるものも多いようです。超高齢化時代を迎え、病気の発症予防、重症化予防が大事となってきます。現在の介護保険の総給付費は高額であり、一人当たりの医療費も増加しております。ながら、長引く入院費も高額となってきます。高齢者の医療費増大を防ぐためにも、肺炎になって入院する者を減少するため、リスクの多いものに対しワクチン接種をして予防するしかありません。RSウイルスワクチン接種の公費助成はできないものでしょうか。例えば、60歳以上の人口の1割にワクチン接種をした場合の費用は、今1割としたら51名ぐらい海陽町でありますが、その者に予防接種すれば、ワクチン接種の費用が2万2千円、それか手技料が3410円程度となりまして、半額補助で64万8千円程度となります。入院で肺炎となるとかなり高額の費用がかかってくるため、ワクチン接種

の費用の方が費用対効果は大となると思いますので、この点どうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

お答えいたします。R Sウイルス感染症につきましては、飛沫や接触により感染し、乳児期に一度は感染し、3歳までに全ての小児が抗体を獲得すると言われています。しかしながら、生涯を通じ、繰り返し感染する可能性がある呼吸器の感染症であります。また、R Sウイルスに感染した場合、特に慢性呼吸器疾患等の基礎疾患有する高齢者においては、急性の重症肺炎を起こす原因となることが知られており、特に長期療養施設内での集団発生が問題となる場合があるなど、注意しなければならない病気であると認識しております。R Sウイルスワクチンは、令和5年9月に日本でも60歳以上の成人に対するワクチンが承認され、令和6年1月から接種が開始された新しいワクチンで、予防方法としてワクチンの接種が一定の効果があるとされております。しかしながら、国の感染症発生動向調査においては、高齢者のR Sウイルス感染症の発生動向は把握の対象となっていないために、令和6年3月に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会においても、高齢者の重症肺炎の中で、実際にR Sウイルスがどれくらい影響しているかやワクチンの接種の持続性などについての情報が少なく、現状では、疾病負荷に関するデータが乏しいため、定期接種化には今後も情報を集めていくことが必要であるとされております。また、このワクチンの接種につきまして、町内6カ所の医療機関に確認させていただいたところ、確認のとれた医療機関5カ所につきましては、現在、接種をされた方はいないとのことで、現時点でワクチンの取り扱いはございませんでした。今後のワクチンの取り扱いについては、各医療機関で検討がなされていくものと思われますが、新たなワクチンの取り扱いには、十分検討した上で取り扱うとのご意見もございました。町による公費助成につきましては、現在、国において定期接種化の検討がされておりますので、今後も国や他の自治体の動向について注視しながら、対応については検討していきたいと思っております。本町におきましては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、R Sウイルス感染症などの感染症対策について、手洗いやうがいの徹底など、高齢者に向けた感染症等の予防対策についても周知徹底を図ってまいります。今後とも町民の皆さんに感染症に関する正しい知識や、予防方法などについての情報を提供することにより、感染症の予防に努めてまいります。

○東議長 8番 原議員。

○原

はい、ありがとうございます。国の動向を見てということでございますけども、去年からこのワクチンが発売されておりますので、やはり国民の皆さんに知られてないということも多々あると思いますので、今まで肺炎にかかる可能性のある、やはり高齢者基礎疾患を持った高齢者に対しては、やはりこのワクチン接種も必要じゃないかと思いますけども、今まだなかなか定期接種、公費補助いうのはなかなか全国でも少ないと私は思いますけども、今ほとんど自己負担がほとんどで2万5500円程度やっぱりかかりますので、やっぱり高齢者がこれだけの接種したい人がおっても、こういう全額、自分で出さなかつたらいけないとなると二の足を踏むこともあるかと思いますので、今後、国の動向も見ながら、やはり町でも公費補助ができないものか検討していただきたいと思います。

続きまして、健康サポート体制づくりをということを質問させていただきます。平均寿命も伸びていますが、健康寿命との差が男性が8・73歳、女性が12・06歳となっております。この健康寿命をいかに延ばしていくかということが大事でございます。本当に元気で100歳まで生きて、老衰でおっと亡くなるというのが理想でございますが、なかなかもう75歳ぐらいになると、いろいろあちこちが傷んできますし、生活に支障も来します。だから本当に全てのライフステージで健康サポート体制づくりが必要だと思います。女性は特に女性ホルモンの欠乏してくる45歳ぐらいからだんだんそういう症状も出てきます。骨粗しょうも増えますし、手の指の関節のゆがみとか、もういろんなことが女性ホルモンの減少で影響及ぼしてきますので、そういうことをサポートできるような体制づくりをしていただきたいと思います。また介護保険2号認定者の8割に予防可能な基礎疾患有していることもあります。だから、一次予防とか、適切な病院受診ができているのか確認をして、重症化を予防するべきであります。血圧があっても知らんままに過ごしていて、ほれでもう急に脳梗塞になったり、脳出血を起こしたり、そういうことも起こっておりますので、常々こういう適切な病院にかかるおられるのか。また健診を年に1回するように推奨されておりますが、その健診が果たして、全ての町民が健診ができているのか。そういうことも個別にチェックする体制を取るべきだと思いますけども、そういう点はできているのでしょうか。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

お答えいたします。海陽町の健康づくりに関しましては、健康増進計画である健康海陽21計画、海陽町データヘルス計画に基づき、毎年、P D C Aサイクルに沿った年次計画を立てた取り組みを継続しているところです。議員お話のとおり、健康寿命をいかに延ばしていくか、全てのライフステージにおいてのサポートが重要であると認識しており、海陽町では、妊娠期から高齢期までの全てのライフステージで、保健指導の対象者を決め、保健指導に取り組んでおります。特に、町独自の取り組みといたしましては、乳幼児相談時に子どもの発育状況を確認するとともに、産後簡易検査として、産後2カ月のお母さんに血圧、血糖、尿検査等を実施し、産後の健康状態を確認し、生活習慣の振り返りの機会としております。また子どもの生活習慣病予防検診として、小学校6年生、中学校2年生に血糖検査を実施し、学校の協力のもと、各学校で生活習慣病予防の授業や夏休みの個人懇談に合わせ、本人、保護者に保健指導を行い、家族で生活習慣を見直すきっかけとしております。中学校卒業以降の健診の機会といたしましては、高校1年生から39歳までの全町民を対象に、わかいし健診として、より早期から健診を受ける機会を設けております。また、特に受診率の低い40歳代女性に対しては、女性の健康応援事業として、健診結果の確認や保健指導を受けていただいた方へのインセンティブの付与を実施し、早期介入の取り組みを令和6年度から実施しております。

介護が必要となる主な原因としては脳卒中が多く、その基礎疾患として最も多い高血圧の一次予防として、平成30年度から海陽健康ポイント事業を開始し、商品に減塩商品詰め合わせや血圧計を選定し、令和3年度からは家庭血圧測定の定着に向け、血圧計購入補助や血圧測定スタンプラリーを開始いたしました。また、おいしく減塩プロジェクトとして、町内のイベントや海南病院まつりでの減塩レシピの試食や減塩商品の配布、高血圧予防に関連した食品サンプルなどの展示や減塩に関するアンケートの実施など、健康への意識を高め、健康寿命延伸につなげる取り組みを行っております。重症化予防対策としては、健診結果から重症化予防対象者への地区担当保健師・栄養士による個別の保健指導を実施し、必要な方を医療につなげ、定期的に治療状況を確認し、重症化予防に取り組んでおります。平成20年度から特定健診が開始され、健康管理は保険者の義務となり、国民健康保険加入者に対しては、毎年の健診受診状況、治療状況などは把握しており、町民・医療機関のご理解のおかげで、また、保健師・栄養士による受診率向上への取り組みにより、本町の特定健診受診率は6年連続で徳島県下一位となっています。さらに特定保健指導の実施率も、6年連続で全国

の町村の中で上位 10 自治体に入っています。国民健康保険以外の加入者については、各保険者において健診や保健指導などが実施されることから、健診データなどの把握は町では難しい状況でございます。しかしながら、生活習慣病予防は、より早い段階から自分の体を知り、自分の体に合った生活をしていくことが重要でありますので、町の広報紙やホームページ、ふるるんアプリなどを活用し、町民全体に向けた健診受診の勧奨や、生活習慣病予防事業の情報発信に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○東議長 8 番 原議員。

○原

ありがとうございました。海陽町の保健師さん皆、保健担当の方々の努力が見える思いでございます。やっぱり国民健康保険に加入している方は情報が入りますけども、他の会社、健康保険に加入者のデータがなかなか把握できないということでございますので、そういうことも、やはり年に 1 回ぐらいは本人宛に郵送で有無を聞くとか、やっぱりそういうチェックもしていくべきだと思います。仕事をしながら、本当に重症化になっていることが分からずには病気になって倒れて、仕事を辞めた時点で医療費がようけかかるようになってから、国民健康保険の方に加入するという例もあると思いますので、やっぱりそういうことも予防するためにも、早め早めにやはりこの方の健康チェックができるような体制づくりもしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2 点目の廃食油の回収促進をという点を質問させていただきます。航空燃料の脱炭素化の鍵として期待される S A F 持続可能な航空燃料は、廃油などを原料として、令和 7 年 5 月 1 日から国産の S A F を使用した初の旅客便が関西国際空港から飛び立ちました。航空機は鉄道など他の輸送機関よりも C O 2 排出量が多く、脱炭素化の取り組みが急務とされております。廃食油などを再利用される S A F は、従来の燃料より C O 2 を約 8 割削減されることで、大きな注目を集めています。S A F の生産・供給量の拡大に向け、取り組みの強化が急がれる中、原料の確保が最大の課題となっています。国内の飲食店などから集められている廃食油は約 3 割が海外に輸出され、海外で製造される S A F の原料となっているようです。海陽町内でも廃油回収をしておりますが、先日、海陽町の消費者協会の総会で皆さまにアンケートを取ってみました。その結果、63 名中、このことを回収をしているということを知っているという人が 11 名、また、回収に出していない人は 41 名、知らない人は 11 名、回収をしている人は 7 名、可燃ごみや畑に出しているという人は 44 名と 6 名でし

た。またS A Fとして再利用を知っている人は43名、知らない人は20名、もっと多くの場所や近くで回収希望者は52名という結果でございました。環境問題に関心のある消費者協会の会員でさえ、廃食油の回収率は悪いようです。回収場所が旧町村の庁舎のみ3カ所だけでなく、もっと近くで回収できるようにならないものでしょうか。また資源ごみの場所で回収はできないものでしょうか。また、町民全体に回収の仕組みを広報したり、関心を持つてもらえるような取り組みに努めてほしいですが、いかがでしょうか。また現在、海陽町で回収した油はどこの業者が回収し、どのように再利用されているのか、それも聞きたいと思います。国産のS A Fに使われるのか、海外に持つて行かれたS A Fに使われているのか、それもよろしくお願ひします。

○東議長 中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

廃食用油の回収促進をとの議員ご提案に順不同でお答えをさせていただきます。

家庭や飲食店などから排出をされる廃食用油は適切に処理をしなければ、排水管の詰まりや悪臭、さらには環境負荷の原因ともなりますが、一方で回収をし、リサイクルすることで、バイオディーゼル燃料や発電用燃料、せっけんや洗剤などの原料として再利用できる貴重な資源であると認識しております。

そこでご質問の一つであります、現在、町で回収した油はどこが回収をし、どのように再利用をしているのかとのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成19年9月から家庭で使用済みとなった食用油を徳島市内のリサイクル事業者と連携をしまして、無料で回収をしていただいております。現在、持ち込みの場所は、海南・海部・宍喰の各庁舎と浅川漁村センターの計4カ所でございます。蓋付きのドラム缶を設置をしており、そこへペットボトルに使用済みの油を入れていただき、持ち込んでもらって、ドラム缶がいっぱいになった段階で回収に来ていただいております。回収をされた家庭用廃食油は、高温加熱処理を行い、不純物を取り除き、精製をして、主には家畜の飼料、工業製品や燃料に再利用をされております。そのS A Fにはですね、なかなか海外でも十分ではなく、日本では始まったばかりということで、なかなか海外はもとより日本の方へもS A Fとしての活用はまだまだ難しいところで、現在、日本としても検討しているというような状況でございます。

次に、回収場所を資源ごみ回収場所に増やせないかとのご質問にお答えをいたします。資

源ごみ回収場所は、町内に約100カ所余りございます。ほとんどが露天で雨ざらしの場所でございます。資源ごみ回収場所に設置をすると、住民の利便性や回収量の増加も期待できますが、一方で、廃食用油は液体であるため、回収容器の設置や管理異物混入の防止、夏場の臭気対策など、通常の資源ごみとは異なる対応が必要となつてまいります。特に、ボトルの蓋が開き、油が漏れたり、不純物が入っていたりするなど、不適切な持ち込みがござりますと、回収や運搬、その後のリサイクル工程に支障を来す恐れがあることから、慎重な検討が求められております。そこで、まずは現行の回収方法について、住民の皆さんへ周知徹底を図り、安定的な回収を定着させることを優先していきたいと考えております。その上で、今後は資源ごみ回収委託事業者、近隣自治体、リサイクル事業者と協議をしながら、資源ごみ回収場所なども含めて、設置場所拡大の可能性について検討を進めてまいります。

最後に、回収の仕組みや関心を高める取り組みを広報するよう努めてほしいとのご提案にお答えをいたします。回収の取り組みは18年間継続しているものの、議員お話のとおり、町民の皆さんに十分な周知・浸透ができていない現状がございます。まずは廃食用油は資源であるという認識を持っていただけるよう、回収方法や持ち込み場所の周知を徹底をし、回収量の増加を図ることが重要であると考えておりますので、広報海陽やホームページ、ふるるんアプリを通じて周知を図つてまいります。近年では、国においてカーボンニュートラルの推進や再生可能エネルギーの拡大が強く求められており、廃食用油の利活用は廃棄物の削減のみならず、温室効果ガス排出の削減や循環型社会の形成に大きく寄与するものでございます。本町としては、町民の皆さん方が利用しやすい仕組みづくりを目指しつつ、廃食用油の利活用が持続的に行えますよう取り組みを進めてまいります。

○東議長 8番、原議員。

○原

ありがとうございます。本当に油をね、捨てればもう本当にごみになりますけども、こういうふうに資源として使われれば本当にいろんな活用ができると思いますので、そういうことをやっぱり町民の皆さんに知つていただく、そういうことが一番大事だと思いますので、広報の方よろしくお願ひいたします。

それでは、3点目に移らせていただきます。プラごみ削減と熱中症予防対策として、ウォーターサーバーの設置をということでございます。今年の暑さは厳しく、国内の観測史上最高の気温が更新されています。7月に熱中症で救急搬送された人は、全国で3万9375人

だったそうで、過去3番目の調査開始以来の多さとなっております。9月も引き続き、暑さ対策が必要であります。屋外だけでなく、室内で何もしていなくても熱中症を発症するということもあります。近年、学校や体育館ではウォーターサーバーなどが設置され、冷たい水も補給ができるようになっております。しかし、季節に関わらず、利用者の多い施設や各町の庁舎にも設置はこれはできていないと思いますが、どの程度設置はできているのでしょうか。また、使い捨てペットボトルやプラスチックごみの削減、熱中症対策として給水スポットを設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○東議長 西宮子どもあゆみ保健課長。

○西宮子どもあゆみ保健課長

お答えいたします。地球温暖化の進行により、近年、全国的に気温が上昇しており、今年度は6月29日に初めて熱中症警戒アラートが発表され、以来、昨日までで45日の熱中症警戒アラートが発表されました。熱中症のリスクは確実に増大しており、町民の健康・生活に直結する重要な課題であると認識しております。このような状況から、町では熱中症対策として、気温が特に著しく高くなること等により、熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表される熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、危険な暑さから避難できる場所としてクーリングシェルターを20カ所指定しており、今年度新たに6カ所を指定し、広報紙やホームページなどへ周知をいたしました。また、地球温暖化対策として、脱炭素社会への取り組みとして、令和6年4月に、ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）に関する協定を企業と締結し、資源ごみとして回収したペットボトルを新たなペットボトルに再生する取り組みを行い、資源循環を促進しております。合わせてマイボトルの利用を促進して、ペットボトル使用量そのものの抑制策も住民の皆さんとともに進めてまいりたいと考えております。

議員ご質問の町内の公共施設でウォーターサーバーをどの程度設置しているのかにつきましては、現在、公共施設でウォーターサーバーを設置している施設はございませんが、小中学校には冷水機が設置されております。ウォーターサーバーの設置は、熱中症対策やペットボトルなどのプラスチックごみの削減が図られるなどの有効性が期待できますが、サーバー本体の適切なメンテナンスやボトルの交換など、衛生面での配慮などが必要であると考えます。また、水道直結型のウォーターサーバーの場合は、定期的なフィルター交換や設置場所が水栓に近い場所に限定されたり、工事費用の発生などが考えられることから、費用対効果、

衛生管理・運用体制を十分に検討する必要がございます。議員からのお話につきましては、今後、プラスチックごみの削減効果や実施状況など、導入自治体の事例を参考に研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○東議長 8番、原議員。

○原

はい、ありがとうございます。できるだけ熱中症にならないような対策を取っていただきたいと思います。やはりどこででもみんなね、家からペットボトルじゃなくて、水筒にお茶を入れてまた職員の方も皆さん持ってこられているようすけども、玄関入りましたらプラごみがいっぱいいたまっている状況を見ますと、やはりもっともっとプラごみ削減の実践をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○東議長

原議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午前10時50分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午前11時01分）

お諮りします。日程第3、議案第54号、海陽町税条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第63号、令和7年度海陽町海南病院事業会計補正予算（第2号）までの議案審議について、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。本会議を休憩します。（午前11時02分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後1時57分）

日程第3、議案第54号、海陽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○東議長

日程第4、議案第55号、海陽町公共下水道事業減債基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第5、議案第56号、令和7年度高校生の居場所新築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第6、議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり推薦者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦者を適任と認めるに決定いたしました。

○東議長

日程第7、議案第58号、令和7年度海陽町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第8、議案第59号、令和7年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第9、議案第60号、令和7年度海陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第10、議案第61号、令和7年度海陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第11、議案第62号、令和7年度海陽町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第12、議案第63号、令和7年度海南病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第13、発委第1号、徳島県平和の日の条例制定を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。5番 富田議員。

○富田

徳島県平和の日の条例制定を求める意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

発委第1号、令和7年9月12日、海陽町議会議長 東 久博 殿、

提出者 海陽町総務産業建設常任委員会委員長 富田 寛

徳島県平和の日の条例制定を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

それでは、意見書を読み上げて、提案理由に代えさせていただきます。

徳島県平和の日の条例制定を求める意見書（案）

1945（昭和20）年7月4日、徳島市は焦土と化しました。グアム島を飛び立った129機のB29爆撃機は、午前1時24分から同3時19分までの約2時間で、広島に投下された原爆のエネルギーの12分の1に匹敵する火力で、無差別爆撃を行いました。この空襲によって、市街住宅区の74%が廃墟となり、全人口の6割にあたる約7万人が被災し、死者約1千人、負傷者約2千人とされる甚大な被害がもたらされました。

私たちは、先の大戦で、戦争の悲惨さ、恐ろしさ、そして何よりも人間が殺しあう愚かさについて、身をもって体験しました。戦争の悲惨な体験が、世界の恒久平和を希求し、戦争を放棄した日本国憲法をつくりあげ、戦後日本の奇跡的な繁栄を築いてきました。

こうしたことから、大空襲をはじめとする戦争の悲惨な実相や体験を風化させることなく語り継ぐことで、再び誰もが戦争の惨禍に巻き込まれないよう、過ちが再び繰り返されることがないよう、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

2025年は、徳島大空襲から80年、そして終戦から80年という節目の年を迎えます。平和憲法の理念を暮らしに活かすために、徳島県の「非核の県」宣言に基づき、徳島大空襲の日である7月4日を「徳島県平和の日」とする条例をこの節目の年に制定し、県民が再び戦争の惨禍に巻き込まれることがないよう、平和を希求し、基本的人権を優先した社会をめざすことを確認する日とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月12日、徳島県海陽町議会、提出先は徳島県知事 後藤田正純 殿

これで、提案理由の説明を終わります。

議員各位のご賛同をお願いし、提案説明といたします。

○東議長

提案理由の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

○東議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○東議長

日程第14、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。本件はお手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容を諸般の事情により変更する場合には、議長一任としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○東議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○東議長

日程第15、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会閉会中継続調査についてを

議題とします。

お諮りします。本件はお手元に配布した各委員会の閉会中継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、昨日、文教厚生常任委員会、長江委員長より報告があり、文教厚生常任委員会副委員長に長岡議員が選任されたことをご報告します。

お諮りいたします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

よって、令和7年第3回海陽町議会定例会を閉会いたします。（午後2時13分）

慎重審議ありがとうございました。

左記の会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員